

令和6年度 所沢市行政不服審査会の答申の内容について

番号	事件内容	根拠法	申立日	諮問日	答申日	答申内容
1	住民票の写しの不交付処分取消請求事件	住民基本台帳法	令和5年12月4日	令和6年3月11日	令和6年4月18日	住民票の写しの不交付処分に係る本件審査請求については、住民台帳事務処理要領を市の事務処理の指針として行っており、本件処分に違法、不当な点は認められないため、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
2	戸籍の附票の写しの不交付処分取消請求事件	住民基本台帳法	令和5年12月15日	令和6年3月11日	令和6年4月18日	戸籍の附票の写しの不交付処分に係る本件審査請求については、住民台帳事務処理要領を市の事務処理の指針として行っており、本件処分に違法、不当な点は認められないため、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
3	市民税・県民税変更処分取消請求事件	地方税法	令和6年1月25日	令和6年5月1日	令和6年5月29日	市民税・県民税変更処分に係る本件審査請求については、前年中の所得を基準に算定された市民税・県民税の賦課額の徴収を、審査請求人の退職に伴い、普通徴収に切替えたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
4	市民税・県民税変更処分取消請求事件	地方税法	令和6年2月9日	令和6年5月16日	令和6年5月29日	市民税・県民税変更処分に係る本件審査請求については、審査請求人の行った所得税の確定申告に基づいて市民税・県民税を算定したものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
5	市税延滞金減免申請棄却処分取消請求事件	地方税法	令和5年10月11日	令和6年6月27日	令和6年8月5日	市税の延滞金減免申請棄却処分に係る本件審査請求については、本件処分について違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。

6	重度心身障害福祉手当受給資格喪失処分取消請求事件	所沢市重度心身障害福祉手当支給条例	令和6年7月9日	令和6年12月6日	令和7年1月16日	所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失処分に係る本件審査請求については、審査請求人に対し、埼玉県知事が行った障害等級決定処分を受け、条例に基づき本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却されるべきとの審査庁の意見は妥当である。
---	--------------------------	-------------------	----------	-----------	-----------	---